

南丹市地域自立支援協議会

議 事 録

南丹市地域自立支援協議会事務局
(南丹市福祉保健部社会福祉課)

令和7年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 招集年月日 令和7年7月3日（木）
2. 開催年月日 令和7年8月5日（火）午後2時～3時50分
3. 開催場所 南丹市役所 3号庁舎 2階 第4会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 18名
 - (2) 出席者数 13名
 - (3) 出席した委員の氏名（敬称略）

役職	氏名	所属役職	出欠	備考
会長	岩内 守	社会福祉法人京都太陽の園 法人事務局長	○	
副会長	山本美佐子	南丹市身体障害者福祉会 会長	○	
委員	孔 栄鍾	佛教大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授	○	
委員	小畑 正彦	南丹市民生児童委員協議会 監事	×	
委員	新井 智仁	南丹市社会福祉協議会 生活支援部長	○	
委員	小林 義博	口丹心身障害児者父母の会連合会	○	
委員	木戸 吉行	南丹市精神保健福祉推進家族会南丹つぼみ会 美山支部長	○	
委員	今西 猛	特定非営利活動法人城山共同作業所 理事長	×	
委員	小西 雄也	特定非営利活動法人はびねすサポートセンター 総務部事務長	○	
委員	奥村 研也	社会福祉法人あけぼの学園るりけい寮 施設長	×	
委員	河地 徹	ふない聴覚言語障害センター センター長	○	
委員	中原 和夫	京都西陣公共職業安定所園部出張所 統括職業指導官	○	
委員	小林 仁	なんたん障害者就業・生活支援センター センター長	○	
委員	由良 知子	京都府立丹波支援学校 校長	×	
委員	中越 豊	京都中部総合医療センター 事務局長	○	
委員	原田 寿樹	京都府南丹保健所 福祉課長	×	
委員	堀内 聡	花ノ木医療福祉センター 生活支援係長	○	
委員	田川 麗子	障害者生活支援センターこひつじ 相談支援専門員	○	
合計	18名		13名	

5. 傍聴者数 0名
6. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	ただいまより、南丹市地域自立支援協議会を開催させていただきます。司会を務めさせていただきます南丹市福祉保健部社会福祉課長の奥村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、岩内守会長よりごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。
会長	失礼いたします、皆さんこんにちは、社会福祉法人京都太陽の園の岩内です。令和7年度第1回南丹市地域自立支援協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の協議会にご出席いただき、ありがとうございます。さて、例年にも増して日々暑い日が続いています。報道では災害級の危険を感じる暑さと毎日のように言ってますけども、熱中症での搬送の人数や、リチウムイオンバッテリーから火災する報道、あとは水難事故、熊の出没も例年より多いような感じで、暑さが原因となっているような事件事故の報道が絶えない日が続いています。いつまで続く分からない暑さですけども、去年もずっと真夏日が続き、10月でも真夏日があったような記憶があります。異例の暑さが続いてますけども、今後は昨年でもあったような線状降水帯による水害というのも起こりかねないような気候が続いており、それも心配されるところですが、今はまず皆様ご自身の健康に留意されることを願っております。本日の協議会では、「障害者施策に関する連携体制のフォロー図について」「令和6年度の事業報告について」「令和7年度障害者就労施設等からの物品等調達方針」「南丹市第8期障害者福祉計画・第4期障害児福祉計画策定について」の4つの事項について説明と報告、次回からの協議会に繋がるような、皆さんからのご意見を賜りたく存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございました。それでは、本日の協議会に事前に欠席のご連絡をいただいております委員の方を報告させていただきます。資料1枚目は次第となっております。その裏面の方に委員名簿が載っておりますのでご紹介させていただきます。まず欠席を聞いておりますのが、あけぼの学園るりけい寮施設長の奥村委員、2人目は、丹波支援学校校長の由良委員、そして最後に南丹保健所福祉課長の原田委員、この3名の方から欠席の方を聞いておりますので、ご報告をさせていただきます。次に、会議の成立についてご報告を申し上げます。委員数が18名のうち、本会議の出席委員が13名です。よって半数以上にご出席いただいておりますので、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。また本日の協議会より、委嘱しております委員の方に変更がございましたのでご紹介をさせていただきます。まず南丹市身体障害者福祉会会長の山本美佐子委員です。続きまして、ふない聴覚言語障害センター長の河地徹委員です。続きまして、京都中部総合医療センター副管理者の中越豊委員です。委嘱状につきましては、大変失礼ではございますが机の上に置かせていただいておりますことをご了承願うとともに、新しい委員の皆様におかれましては、今後とも大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

司会	続きまして事務局の紹介をさせていただきます。南丹市福祉保健部長の川勝部長でございます。続きまして社会福祉課課長補佐の田中でございます。同じく社会福祉課課長補佐の仲田でございます。以上が事務局となりますようしく願います。 続きまして次第の（３）、副会長の選出に移らせていただきたいと思います。委員の変更により、現在、空席となっております副会長の選任でございます。選出方法につきましては、南丹市地域自立支援協議会条例第５条の規定によりまして、委員の互選によるとなっておりますがどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。
	事務局一任
司会	では、事務局から推薦をさせていただきます。副会長には南丹市身体障害者福祉会会長の山本美佐子委員にお願いしたいと存じますが、ご異議はございませんでしょうか。
	異議なし
司会	ありがとうございます。それでは山本委員には副会長席に移動をお願いいたします。また、早速で申し訳ございませんが、副会長より一言ご挨拶を頂戴したいと思います。ようしく願います。
副会長	失礼いたします。副会長に選出いただきました、南丹市身体障害者福祉会会長の山本でございます。少し声が枯れてますが申し訳ないです。どうぞようしく願います。
司会	ありがとうございました。それでは本日の配布資料についてご確認をお願いしたいと思います。まず一番上は次第でございます。裏面は委員名簿を載せております。次に右上に資料①－１と書いております「南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図」、そして裏面は資料①－２「南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図の補足」でございます。そして三つ目が、資料②－１「南丹市障害者計画の進捗状況について」でホッチキス留めされた資料でございます。そして次は②－２「南丹市障害者計画施策シート」で、Ａ３サイズの大きいものになっております。次に資料③「令和６年度南丹市障害者基幹相談支援センターの活動報告」でＡ４サイズでホッチキス留めがされております。次に資料④「令和７年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針」で、これもＡ４サイズの縦のホッチキス留めのあるものです。次に資料⑤「第８期南丹市障害福祉計画・第４期障害児福祉計画の概要及び策定について」。続いて、「南丹市地域自立支援協議会の条例の抜粋」がございます。そして緑色のリーフレット「つむぐ」を置かせていただいております。次は、「令和７年度障がい者福祉のあんない版」クリーム色の分厚い冊子を置かせていただいております。そして「令和７年度当事者団体加入のすすめ」を置かせていただいております。また、新規委員の方には、「第４期南丹市障害者計画及び第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」の冊子を置かせていただいております。以上ですが、お手元に届いていない資料がございますでしょうか。皆さん揃いでよろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

	ました。 それでは、南丹市地域自立支援協議会条例第6条第1項の規定によりまして、岩内会長に議事の進行をお願いいたします。
会長	はい。それでは次第に基づきまして、それぞれの議題について進めていきたいと思っております。説明事項（1）障がい者施策に関する連携体制フロー図について、事務局から説明をお願いします。
事務局	失礼をいたします、社会福祉課仲田です。私の方からは、（1）南丹市障がい者施策に関する連携体制フロー図について説明をさせていただきます。資料につきましては①－1になります。この連携体制フロー図につきましては、昨年度の第1回協議会でもご説明をさせていただいているところではございますが、今回から新たに参加いただく委員の皆様もおられますので、改めましてご説明をさせていただきます。それでは資料①－1をご覧ください。南丹市地域自立支援協議会の連携体制としてはこの図に示しているとおり障害者基幹相談支援センター、それから障害者相談員、相談支援事業所会議、障がい者支援ネットワーク会議、障害者就労支援ネットワーク会議、当事者団体ネットワーク会議がございます。この協議会は、これらのネットワークの中心に位置付けされているものであり、各種会議で議論され上がってきた課題などを、この協議会へ提示いただき、委員の皆様からそれぞれのお立場で専門的なご意見をいただくことで、問題解決につなげていく、そのようなイメージを持っていただければと思っております。各種会議の活動につきましては、資料①－1の裏面の資料①－2にお示しをさせていただいておりますので、またご覧いただけたらと思います。各種会議については、それぞれ記載をしております内容で、昨年度または本年度の活動を展開され、そこでは様々な情報交換や具体的なケースへの対応、そしてそれぞれの分野における課題の共有がなされております。後ほど令和6年度の基幹相談支援センターの活動報告、また就労支援ネットワーク会議の取り組みにつきましてもご報告をさせていただきます。以上簡単ではございますが、連携体制の説明とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。今の説明に対して、ご意見、ご質問等はございませんか。特にございませんか。それぞれの会議の内容が、こちらの自立支援協議会の方に上がってくるように、活発に協議できたらなと思っております。それぞれの会議に参加される方もこの中にもおられると思いますので、またいろんな意見をこちらの方に上げていただけると嬉しいかなと思っておりますのでよろしくをお願いします。それでは質問や意見等、特にないようですので、続いて説明事項（2）①令和6年度の事業報告について南丹市障害者計画の進捗状況について事務局から説明をお願いします。
事務局	失礼をいたします。続きまして（2）令和6年度の事業報告についての①南丹市障害者計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。お配りしております資料②－1「南丹市障害者計画の進捗管理について」をご覧ください。南丹市障害者計画については、障害者基本法に基づくものであり、障がい者のための施策に関する基本的

	な事項を定めたもので、令和4年度に南丹市地域自立支援協議会に諮問し、第4期南丹市障害者計画を策定しました。現行計画については、令和6年から令和11年度までの6年計画となっており、「障がいのある人もない人も ともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち 南丹市」を基本理念としております。また、この基本理念のもと1ページ中段から2ページ中段までに記載している7つの視点に立って計画を推進しているところです。2ページ中段以降の表をご覧ください。本計画の施策体系図を表にしております。6つの基本目標及び目標を達成するための23の施策を示しております。少し飛びますが6ページ目になります。このページにつきましては、令和6年度末時点での計画における各施策の実施状況をまとめております。計画の目標1から6までを示しており、その右側には各目標を達成するまでの施策を示しております。この基本施策の詳細につきましては、資料②-2のA3版の大きな資料になりますが、こちらに各基本施策の実施状況をまとめています。A3版の資料で左上に南丹市障害者計画（令和6年度から令和11年度）施策シートと書かれたものになります。先ほど申し上げた6つの基本目標、これを少し分かりづらいかもかもしれませんが、色付きで分けさせていただいています。事業項目については、一番左に通し番号が1番からありますが、番号が付いているものが事業項目となります。これら詳細事業につきましては、市役所内の各担当部署で事業内容を検証し、毎年、取り組み状況について評価を3段階に分けて報告を受けております。令和6年度の実施状況と書かれた列の「1.計画通りに実施した」、「2.一部実施した」、「3.実施していない又は検討中」これら3段階に分けて報告されたものが先程言いました令和6年度の実施状況になり、その横に取り組み状況を記載しています。こちらで、それぞれの施策の実施状況の方をまとめています。申し訳ありませんが、資料の②-1の6ページに戻っていただきたいと思います。先程説明させていただきました中段に示している表で、令和6年度のそれぞれの達成状況を記載しています。全体で69項目ある施策の中で、令和6年度は55項目が「計画通りに実施した」となっております。また、「一部実施した」は11項目、それから「実施していない又は検討中」が3項目という結果となりました。取り組み状況としては、先ほどご説明しましたA3版の施策シートに記載しておりますが、この6ページ目の中断以降に主な取り組みをまとめていますのでご報告をさせていただきます。基本目標1の「ともに育ち、ともに学ぶために」での主な取り組みとしては、年々相談件数が増加する児童の発達相談にも対応できるよう発達支援センターが中心となり、各関係機関との連携強化や保育の場への支援の充実を図っております。また教育の場においては、教育相談事業を充実させ、保育所、幼稚園、小中学校における特別な支援を必要とする子どもの就学先、将来にわたる自立への見通しが持てる相談活動の推進を図ることで、より一層保護者と本人に寄り添った支援を行ったところです。基本目標2の「働く場や生きがいの創出のために」での主な取り組みでは、障害者就労支援事業所などに通所される方を対象に通所に必要な交通費の一部助成を行ない利用者の経済負担を図りました。また、生きがいづくりの促進に向け、グループワーク事業をこころの健康推進員や精神保健福祉推進家族会の協力により、18回開催し、精神的な不安のある方に対して交流の場や社会活動の機
--	--

	会の提供を図りました。今後は、「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある方の雇用促進を図るため障害者雇用の理解と啓発の取り組みを進めたいと考えております。基本目標3「すこやかにくらしのために」では、難病患者への支援の充実に向けまして、京都府が事務局となりますが、南丹保健所難病対策地域協議会で難病患者の支援体制に係る課題について情報共有協議を行なっています。また、障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるよう障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所との連携会議を定期的開催をしました。基本目標4「自立した生活をおくるために」では、福祉の総合相談窓口や基幹相談支援センターを設置し、関係機関との連携を図りながら情報提供、助言を行ない総合的・継続的に支援を行ったところです。また、地域の障害者相談員による「なんでも相談日」を開催し、当事者や家族目線に立った相談対応を行ない、相談体制の充実に図りました。また、情報提供体制の充実に図るため、ふない聴覚言語障害センターへの委託により、手話・要約筆記奉仕員養成講座を実施し、意思疎通体制づくりに努めました。市役所の窓口では、UDトーク、透明ディスプレイを設置して、コミュニケーション支援の充実に図っております。生活の場の確保では、社会福祉法人等が行ないますグループホームの整備に支援を行ない、障がいのある方の住み慣れた地域での暮らしの整備を図っております。 基本目標5「安全で快適な暮らしのために」になります。こちらに関しましては、公共施設をはじめ道路、交通安全施設、公営住宅等の整備はそれぞれの計画に基づき、ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備を進めているところです。また、安全・安心な地域づくりのため、災害時要配慮者台帳の整備も図っております。今後は、公共施設や聴覚障害のある方が集まる場所へのアイドラゴンの導入を検討しているところです。基本目標6「共感しあえる地域づくりのために」では、南丹市身体障害者福祉会の皆様により、障害者の日や障害者週間の啓発活動の取り組み、また福祉の心、人権意識の高揚を図りました。また、市内4か所に地域活動支援センターを開設し、障がいのある方の居場所づくり日中活動の提供を図り、様々な企画により地域コミュニティ・ネットワーク作りに努めたところです。全体を見ていただきますと、一部「実施していない又は検討中」の項目も3項目あるところですが、今後も、より一層地域一体となって障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重しあえる地域共生社会を目指し、充実した支援が行なえるよう、引き続き各関係機関との連携を図りながら体制整備に努めていきたいと考えております。以上、障害者計画進捗関係についての報告とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。それでは今の説明にご意見ご質問はございませんか。
A委員	南丹市身体障害者福祉会の令和6年度の活動について、少し報告させていただきます。今ありましたように、「共感しあえる地域づくりのために」のところで書いてもらっていますが、12月の障害者の日や障害者週間で、マーケット前などでグッズを配布したり、啓発活動ということで旗立てをしています。その他に、当事者団体加入のすすめというパンフレットを今日配ってもらっていますが、その中に家族会の活動なども書いてありますが、身体障害者福祉会のことについて説明します。南丹市身体

障害者福祉会は、ほぼ毎月役員会行っています。主な活動としては、5月に評議員会、6月に日帰り親睦旅行、10月に福祉大会、11月にはスポーツ大会、12月には先ほど言った啓発活動というふうに年間を通して活動を行っています。3月には全国車椅子駅伝競争大会の応援に参加したりしました。それから研修も、京都府障害者の集いや南丹ブロックの幹部研修会等があり参加しています。スポーツ関係でも京都府障害者スポーツ大会や京都府民総合体育大会があり、主に卓球バレーやボッチャ競技に希望者を募って参加しています。昨年よかったのは、日吉町の「遊y o uひよし」で10月に実施した福祉大会で、記念式典の後にプロの紙芝居師の小川よしのりさんに来ていただき、大きなスクリーンでの自作の紙芝居等、いろいろしていただきました。小川さんは18歳で筋ジストロフィーになられて、今、京丹波町に住んでおられますが、紙芝居のお話もとても良くてすごく素晴らしく、感動しました。舞鶴など京都府下の人権の講演会にもよく行っておられると聞いています。その他、スポーツ大会も社会福祉課の方に協力いただき楽しく過ごせました。全体的にスポーツに関しては、日常的なことではありますが、八木支部では八木町にあります東部文化センターで月3回卓球バレーをされており、時々私も参加させてもらっています。それから美山支部では、昨年よりパラリンピックでも競技になっているボッチャを月1回集まってされています。すごく嬉しいことは、月1回、その卓球バレーも八木の社会福祉協議会の方で、車を出してもらって丹波自然公園に行けることや、そのうえ、社協さんも行事などに1人は添乗して、会員の家の近くまで車で送迎をしてもらえることです。やはり障がいがあると、それは高齢者にも共通していますが、外に出るにも交通手段がなかなか無いです。これからもそういった送迎の面でいろいろお世話になりますがよろしくお願いします。それと課題は、会員になる方を増やすことですが、どの方が身体障害者手帳を持っておられるのかが個人情報保護で、私たちには分からなく、付き合いの範囲を超えていません。市役所で障害者手帳交付された時には入会のお誘いの冊子を渡してもらっているようですが、どなたがってということが分からなく、会員を増やす方法を考えています。最後に身体障害者福祉会としても2月5日に南丹市に要望書を提出をいたしました。それは南丹市の財政健全化ということで、共同作業所等の通所交通費制度や障害福祉医療費の制度、福祉タクシー等事業の制度が変わるとかということで、やはりそれは困る、命に関わる、生活に関わるということで、福祉会としても今までのままで継続して欲しいという要望書を市長さんに渡して、市長さんと懇談の場も持っていただきました。でもやっぱり市長さんは自分で思ってる通り議会に提案したいっていうふうに言われ、残念でした。それで具体的にはこの8月1日から障害福祉医療費の対象が非課税世帯のみになるとか、作業所の交通費が4月から変わるなど変化も聞いています。相談に行かれてる方もあります。本当に障がいがあると、それに伴って免疫力が落ちたりとか、例えば精神疾患の薬を飲んでると歯茎がちょっと脆くなるとか、そういうことすごく医療とは切り離せないものです。それでこういった変更によってお医者さんにかからない、薬を飲まないというようなことで症状や障がいが悪化する方がいないかと心配しています。3年後、是非、また見直して欲しいと思っています。以上、福祉会の令和6年度の活動

	ということで話をさせていただきました。
会長	ありがとうございます。詳しい報告をいただきました。切実な思いも含まれてましたけど、どうでしょうね。また見直しがきくところは見直しをしていただければ協議会としても嬉しいなと思います。今の前段の説明の中で「自立した生活を送るために」のところに、ふない聴覚言語障害センターへの委託による要約筆記奉仕員養成講座っていうのが出てきたんですけども、これについても報告いただけたら嬉しいかなと思います。河地センター長よろしいでしょうか？
B 委員	私どもの法人は京都府下に約 50 ヶ所の事業所とセンターがあるんですけども、私の勤務するふない聴覚言語障害センターは、養成事業と派遣事業ですね、それを南丹市と京丹波町から委託を受けています。昨年の 2024 年度でお伝えをすると、養成の方が 3 つありまして、手話入門講座と手話基礎講座と要約筆記養成講座というのがございます。まず手話入門講座が、定員 15 名のところ昨年度は 15 名受講があって修了が 13 名でした。修了率としては 86% です。手話基礎講座は、この手話入門講座を修了された方の中からステップアップをするんですけども、その方が 11 名申し込みがあり、6 名の修了というところで、修了率としては 54% となりました。半数の方がやはり秋になると、様々な行事があり、それで欠席が多くなって修了できなかったという事を伺っています。3 つ目が要約筆記養成講座ですが、定員 15 名となっていますが、なかなか認知度も低く、手話と比べると何をしたらいいのかわからないというところもあって、昨年度は 15 名のうち 3 名の申し込みがあり、修了者は 3 名ということになっています。今この 3 つの養成講座の現状と課題を言いますと、まず手話入門講座が終わりまして手話基礎講座に進むんですけども、これが手話奉仕員養成講座といいまして奉仕員ですね。そのあとに、手話通訳者養成講座というのがありまして、それで名前で言うとホップ・ステップ・ジャンプという、この 3 つの講座があるんですけども、そこへのなかなか後押しが今できてないのが現状かなと思います、そこの手話基礎講座からホップにつなげるために、ところてんという手話のフォローアップ講座をしてるんですけども、それをやってもなかなかそのホップまで繋がらない現状があります。理由をお聞きすると、まずは 1 回分の講座時間が長いというところがあり、また、会場が遠方というところもあり、京都府下では、北部は福知山が開催地になるんですけども、ここから福知山ですと車で 1 時間ぐらいかなと思うんですけども、南部になると城陽市になってしまいますので、なかなかその手話の基礎講座を終えられた方が手話通訳者養成のホップに進むというのが難しい現状があります。また、手話通訳者養成ですね。ホップ・ステップ・ジャンプが終わった後に京都府の手話統一試験というのがあるんですけども、これもなかなか難しい試験でして、私が合格した年と言いますと、55 名ほど受験して合格者が 3 ～ 4 名ということで、合格率が 10% に満たないという難しい試験なんですけども、それも原因にはあるのかなと思います。また手話の奉仕員養成講座や要約筆記養成講座についても、講師の高齢化もあって、講師の担い手もない現状があります。長い目で見るとやはり手話通訳者・要約筆記者の養成というのを、長いスパンで検討する必要がある

	のかなと思っています。2025年度ですけれども、手話の入門講座が15名の定員の中14名申し込みがあり、見込みではありますが、今週の土曜日が修了・閉講式で、今のところ修了者が10名となっています。要約筆記者養成講座については今年度も3名の申し込みがありました。今年度、新カリキュラムとなり、1回の講座が3時間と少し長いこともあり、申し込み者が増えないという現状があるかなと思います。あと、今年度は例年土曜日開催なんですけれども、お仕事の関係もあって3名ほどが全く受講されない、申し込みはあるんですけれども3名の方は1回目から来ないという状況もありまして、電話で伺いますとやはり仕事が休めないというところだと思いますという返事だったんですけれども、そういう状況もあります。次に2024年度の手話通訳者と要約筆記者の派遣事業なんですけれども、手話通訳者が南丹市と京丹波町合わせて11名の方が登録をされていますが、実際に手話通訳者として活動してもらえてる方が、昨年度でいうと2名です。お2人とも女性ですので、男性の通訳者がいるような場合には、ふない聴言センターが担当しているということになるんですけれども、やはり11名の中で2名しか活動してもらえてないというところにも少し課題があるのかなと思います。今年度でいうと男性の手話通訳者1名の方が復帰してもらえているので、実働者としては3名で活動してもらえる状況です。ちなみに南丹市の方が2名と京丹波町の方が1名です。要約筆記者については、登録者数としては40名ほどいらっしゃるしまして、南丹市在住の方が25名、京丹波町が15名いらっしゃるんですけれども、実際にこれも活動してもらえてる方というのは10数名ですので、こちらについても少し課題かなと思います。あと、最近で言うと、要約筆記もパソコン要約筆記者というものがございまして、要約筆記とは別に資格が要るんですけれども、南丹市と京丹波町合わせて4名いらっしゃるの、4人グループでパソコン要約筆記をするので活動できる状況ではありますが、ただ、その設備等が必要で、なかなか難しいのかなというふうに思います。あと、手話通訳については大半の手話通訳をふない聴言センターの設置として対応しているんですけれども、やはりニーズとしてはプライバシーであったりとか個人情報もあって、やはりそういった公的な立場で通訳をして欲しいという方もいらっしゃるしまして、これについては例えばですけれども市役所の方に手話通訳を設置してもらって、公的な立場で通訳してもらえるとありがたいというふうにおっしゃる当事者の方もおられます。あともう1点ですが、現任研修会というのを実施しておりまして、手話通訳者の方とか要約筆記者の方の研鑽ですね、毎年数回実施をしているんですけれども、やはり手話通訳者についても、資格を持っていられるんですけれども、実際に活動している方が少ないというところもあって、日々の研鑽に積極的な方が少ないかなというふうには見ています。昨年でいうと、手話通訳者の方が2回開催したんですけれども、2回とも2名から3名の参加というところで小ぢんまりとした研修会だったのかなというふうに思います。要約筆記者の現任研修会については、1回目の方が2名で、2回目の方は10名いらっしゃったんですけれども、こちらについてももう少し周知が必要かなと思っています。以上です。
会長	ありがとうございます。詳しい報告ありがとうございました。今の報告を含めて、何かご意見ご質問はございませんか。今の障害者計画の進捗状況についての中で、地

	域活動支援センターとなんでも相談日の件が出てきたと思いますが、実は園部の地域活動支援センターの方は、私どもの法人が委託を受けております。地域活動支援センターの活動の1つとして、なんでも相談日を設けて、協議会委員の小林委員にもお世話になっているところです。ただ、地域活動支援センターについては、8月から設置場所を園部町本町の京都太陽の園分場から横田の「こひつじの苑」の隣の建物に場所変更させてもらっていますので報告をさせていただきます。8月22日のなんでも相談日は予定どおり実施されますのでよろしくお願いいたします。その他、何か報告も含め、ご意見ご質問はございませんか。
C委員	地域活動支援センターの園部地域のことを発言しようと思ってたんですけど、今、会長が言われたので、もう少し質問したいと思います。この地域活動支援センターというのは、まだ就労できない、あるいは入所もされていない、家から出られない障がい者の方が、まず自力で人の関わりや社会との関わりを得ようとする、そういう支援を行うところだと思うんです。非常に重要なところで、園部の本町、街中にあったセンターが、街からいうと2キロぐらい距離があるかと思いますが、園部町横田のこひつじの苑へ移ったと。やっぱりこういう利用者にとっては、移動手段も十分持ちえない。要するに利用が難しくなることが十分予想されます。私も参加してますし、さっきも言われましたなんでも相談に来られる相談者が減るのではないかと思います。ここで確認させていただきたいのは、この場所変更に至った経緯とか、そうならないような市の関わりなど、説明いただいたらと思いますし、あわせて、これまでのような街中にセンターを置けるように、市には最大限の努力をお願いしたいと思うんです。場所変更に至った経緯、市がそういう状態をできるだけ避けて欲しいと思いますので、障がいの当事者に見てもらえば、やはり遠くなって不便で、今までやったら歩いて行けたけど行けへんと。やっぱり街中にあるのが一番理想的だと思うので、経過や市の動きをお教えいただいたらなと思います。
事務局	社会福祉課の田中です。地域活動支援センター事業の担当をしています。今ありました園部の地域活動支援センターですが、平成22年頃から京都太陽の園にお世話になり、今の京都太陽の園分場を通所の作業所と相談支援事業所と含めてで、法人の方で借り上げをされ、その中で地域活動支援センターもお世話になっていたところですが、法人側での賃貸という事情もあり、移転をせざるをえないということをお伺いし、できるだけ参加いただけるような街中の方がいいなということで、どこかいい場所がないか法人と協力しながら探したところですが、なかなか市街地になりますと空き施設というところも見つからなかったということと、あったとしても障がい者の通う施設ということで、バリアフリーであつたり多目的トイレの設置など環境のことを考えると、今の時点ではいい場所がなく、法人の方が現在持っておられる施設の方に移転ということになりました。ご意見のあった交通の面ですね、通所のしやすさいうところも運営いただいている法人も大変気にかけていただいております、「毎回・毎日・誰でも」っていうことでは、カバーする人材であつたり車の問題も出てきますので、毎回ではないですけども参加者の状況を見ながら、プログラムの日にはちょっ

	と送迎を考える等の対応もいただきながら、実際８月からの運営ということで話をしているところです。以上です。
会長	ありがとうございます。場所移転に至った経緯については、法人の力不足というのが一番の大きな原因ではあります。正直言ってお恥ずかしい話なんです。ただ、やはり法人としても運営は建て直しながら続けていかなくてはいけないこともありますし、場所についても「こひつじの苑」と同じ番地になるんですけども、そこでずっと続けるとは考えておりません。引き続き場所については検討して探していますので、何か良い物件があったらお伝えいただければ、検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。
委員	今、法人の力不足と言われたら本当に申し訳ないなと法人に対しては思うんですけど、やはり法人が確保するのではなく、市として障がい者のために確保するという思いで、ぜひ街中にセンターができますように、市には最大限努力していただきたいと思っています。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。他にご質問ご意見ございませんか。それでは特にないようですので、続いて（２）令和６年度事業報告について②南丹市障害者基幹相談支援センター活動報告について、基幹相談支援センターから説明をお願いします。
事務局	社会福祉課田中です。資料③になります。南丹市の障害者基幹相談支援センターは、平成２６年から社会福祉法人京都太陽の園に委託し、法人の中にあります「障害者生活支援センターこひつじ」という相談支援事業所に運営をいただいているところです。令和６年度ですが、法人の相談支援専門員の方１名と、基幹相談支援センターの機能強化ということで、南丹市で精神保健福祉士の専門職を１名雇用しまして、２名体制で基幹相談支援センターを運営しているところです。この資料の活動報告は、法人の方から年度末に報告いただいた部分を、資料として付けておりますので簡単に報告させていただきます。昨年度、令和６年度の相談支援の件数を最初に載せております。障がい者と、１８歳までの障害児の相談件数を挙げておりますが、合計で障がい者の方が４２件、障がい児の方は支援学校の進路相談件数を含めて８件、合計５０件の新規相談がありました。図①のとおり新規相談の受付件数は年々増加傾向にありＲ４年度に比べ１．５倍となっています。主な相談経路としては、最も多いのが本人や家族、次いで社会福祉協議会の生活相談センターです。また、福祉相談課やこども家庭課、高齢福祉課など市役所内の関係課との連携による相談対応もあります。以前は家族からの相談が多く本人が直接相談されることは少なかったですが、最近の傾向として本人による直接的な相談も増えてきています。 一番下に転帰ということで、５０件のうち、児童さん含めて２４件は単発の相談で、一旦その時の相談内容は終了したことになります。残りの２４件が継続支援ということで、基幹相談が継続して訪問等の対応をしているケースになります。他機関への引き継ぎということで引き継いだケースもあります。例えば、先ほどは社協の生活相談

センターから相談が入ってくるということを申しましたけれども、逆でこちら基幹相談で受けた相談の中で、困窮・経済的な課題で相談が上がってきた場合には、生活相談センターの方に相談を引き継ぐケースもございました。2ページ目の一番上には、継続で基幹相談の方が支援を行っている数を書いております。トータルで73ケースを基幹の方が他機関と連携しながら継続的に相談支援をしているところです。次に、権利擁護に関する支援ということで、基幹相談支援センターも障害者虐待の防止支援として、障害者虐待防止の啓発であったりとか、あとは虐待の相談が入った時に、市役所と一緒に動いていただいております。昨年度は障害者虐待の関係で相談を受けたのが4ケースあり、そのうち障害者虐待があったと認定している件数が2件ございました。その他に障害者虐待以外に権利擁護という観点では、成年後見制度利用促進支援というところも基幹相談支援センターの業務にあります。これは南丹市にも権利擁護成年後見センターがございまして、そこと連携しながら、特にこの相談支援4件とある部分は成年後見制度に繋がる前の方で、基幹相談支援センターであったり他の障害関係の事業所が支援している方で、そういう後見制度を利用された方がいいんじゃないかという方を、制度に繋いでいくといいますか、関係する機関に相談を繋いでいくところでの、後見利用の手前のところの支援をしているとご理解いただけるのかなと思います。その他、基幹相談の方は、基幹相談支援センターが開催している会議であったり、その他圏域関係機関の方が開催される会議の方に構成メンバーとして出席していたり、様々な研修の企画運営に携わったり、逆に参加したりしているということで、3ページから4ページ目にわたって、細かく挙げていただいております。このような多数の会議・研修に基幹相談の方も参画いただいているところで、南丹市の福祉支援というところを、色んな方と協議・検討していただいているということになります。資料の一番最後のページになります。第6回障がい者支援ネットワーク会議全体会まとめの資料をつけております。先ほどのフロー図の方でもございました下の段の真ん中ほどに障がい者支援ネットワーク会議ということで、こちらも旧町単位の地域4ヶ所で、その地域の障がい福祉等に携わる事業所によりネットワーク会議を定期的に行っているところですが、年に1回、全員研修の場ということで全体会を実施しております。平成30年に1回目を開催し、毎年続けております。令和6年度の全体会は、テーマが「本人を中心として、地域生活を考える」ということで、基幹相談支援センターが手づくりで作ってくれました、障がい者の方の、例であげた架空のケースを、人生ゲームのようなすごろくゲームを使いながら、それぞれのプレイヤーが関係機関の支援者であったり、地域の色んな方の役割に扮していただいて、すごろくで進みながら様々な意見を出し合い交流していくということで、グループワークを進めてきました。参加者についても、今回も36名ということで、毎回たくさんの事業所から参加いただいている研修会になります。そのすごろくゲームを通してのグループワークでは、障害者福祉関係の他に地域福祉や高齢者福祉分野の方からも参加いただき、そこで意見交流をすることで関係機関同士の多職種連携であったり、地域のいろんな人に役割を扮してもらって意見交流、その人の立ち位置になって意見を出してもらったりということで、地域の方と支援関係機関との連携というところでは、その大

	切さを学べたということで参加者から感想が挙がっておりました。また詳しいところはまとめの方にまとめておりますので、目を通していただけたらと思います。資料の4ページ目の下段の方には、令和7年度、今年度の基幹相談支援センターの活動計画の方も載せておりますので、また目を通していただけたらと思いますが、今年度は基幹相談支援センターとも協議をしまして、重点取り組みとしては、障がい者の自立と必要な支援を考えていくということで、様々な会議であったり研修を企画しているところです。その取り組みの中でも、今年度は特に事例検討の方を評価して実施していきたいというところでは、相談支援事業所会議を2ヶ月に1回定例で開催していますが、そこでも積極的に事例検討という場を設けながら障害者支援についての相談支援のスキル向上に繋げる取り組みの計画を立てているところです。それ以外には、他分野の関係機関とのネットワークの構築いうところで、市役所関係で言いますと先ほど申しました権利擁護、成年後見センターと、社協さんの方でされている困窮関係の生活相談センター、高齢福祉の方の包括支援センター、障がいの方が基幹相談支援センターということで、4センター会議を立ち上げて、他分野のいろんな課題を話し合うということで、ネットワークの構築に努めているところです。以上基幹相談支援センターの報告とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。基幹相談支援センターの説明でしたが、ご意見ご質問はございませんか。
A 委員	すいません。質問とか意見ではないですが、基幹相談支援センターの活動をすごくたくさんされたり、本当にいろんなところと連携したりとかかれて、本当に2人の相談員さんもすごくお忙しいなっていうふうに思っていました。私も2年間だけ相談員をしていたんですけど、すごく基幹の相談員さんにお世話になったりとかしてて、本当にフルにいろいろ活動されて教えてもらったりしてたので、すごく大事な仕事だなっていうふうに思っています。それで昨日、私、園部の方なんですけど、ちょっとメールが来まして、障がい者を抱える家族の集まりとかが園部にあるのでしょうかとか、切実に困ったときは市の相談員さんに聞いていただくのですが、日常的なことで「？」っていうふうに思うことがあって、息子さんとのやりとりで、お母さんから、私のやり方でいいのか、他の方はどうされてるのかとかそういう情報交換できる場があればいいなと思っていますっていうメールをいただいて、ここにおられる小林さんとかにもちょっとご連絡したんですけれども、いろいろ家族会とかそれぞれの団体で研修会とかされているっていうことで、その紹介もしたんですが、その時に毎月が発行されてる広報なんたんの子育てのページで毎月子育て支援ということで、よっという夏祭りとか子育て集いの広場園部はどこ、八木はどこっていうふうに、毎月書いてあるんですけど、毎月でなくて3ヶ月に1回ぐらいでいいと思うんですけど、その地域の人が、例えばひきこもりについてちょっとこういう研修会があるよとか、こういうところで相談したい方はここに来てくださいっていうことで、何でも相談っていうのは毎月4行書いてあるんですけども、何でも相談とは違って、それも載せてもらって、その都度、人権の講演会でないんですけど、やっぱりなかなか人のところに行って

	相談するとかいうのが、どこに行ったらいいかわからないけれどもたくさんあると思うので、何かこういう研修会がありますとか、こういうところにちょっと相談に来てくださいとか、こういう親の会の集まりがありますとか、福祉会でもこういうふうな行事をしますとか、そういうふうな研修会とか行事とか、そういう何か声をかけてもらったりここに申し込んでもらったら参加できるかどうかわかりますよっていうのを、この広報なんたんに載せてもらおうとか、またその辺を市役所の中でも検討してもらえたらすごく嬉しいなって思っていました。以上です。
事務局	部長の川勝です。貴重なご意見をいただきありがとうございます。子育ての支援に関しては、南丹市の方もすごく力を入れている部分であり、いろんな団体が自主的に活動しております。居場所ということでは、保育所や幼稚園に行っていない子どもさんとお母さんが集える場所ということでたくさんできています。今おっしゃったように障がいのある方、また、精神疾患のある方、ひきこもり等、いろんな課題が福祉の方でもございます。それぞれの立場の方が必要としている集いや場所など、求めておられることも違うと思います。ただ、それを総合的にまとめてご提示するのが私たちの役割だと感じております。市では福祉相談課に総合的な相談窓口を設けております。まずはそこで何でも気軽に話しをしていただくというところから始めてもらうのが一番大きな強みというか、まず、窓口で相談いただき、そこから色んなところに繋げさせていただくというような仕組みで、福祉保健部内に窓口を設けておりますので、もし、ご相談を受けられた場合は、ご案内していただけたらと思います。また、今、いただきました様々な課題につきましては、ひきこもり関係でしたら、今週もひきこもりについての講演会を、明日、日吉支所3階の会議室で、先生来ていただいて定員30人ほどになりますが開催したり、また、金曜日には八木の会場で開催します。しかし、参加者は当事者の家族よりも、行政などの関係機関からの参加の方が多かったりするので、A委員がおっしゃるように市民の皆様へ十分な広報ができてないのかなという反省点もございますので、ご意見を踏まえながら精査していきたいと思っております。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。しっかりした窓口が南丹市でも設けてあることが分かりましたけれども、いろんな事業を展開されていてもなかなか周知ができてない部分があるかと思います。資料のフロー図にあったネットワーク会議の方もいろいろありますし、その構成機関・関係機関の方にも周知いただき、そこからまた広報に載るという形をとっていただければ、よく伝わるんではないかなと思います。また検討していただいて、様々な方法を取っていただけたら嬉しいなと思いますので、よろしくお願いします。他にご質問ご意見はございませんか。ないようですので次に移りたいと思います。(3) 令和7年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは失礼をいたします。(3) 令和7年度障害者就労施設等からの物品等の調達方針につきましてご説明をさせていただきます。資料④をご覧ください。

	この方針につきましては、3の「適用範囲」にありますとおり、市役所の調達に適用するものでありまして、優先調達法に基づき、就労継続支援、また生活介護事業所などに優先発注をするよう定めたものでございます。裏面ご覧いただきまして6に達成目標を記載しております。今年度の目標につきましては、令和6年度の実績を1%上回ることを目標とさせていただきました。各事業所によって実績額の増減は異なりますが、令和6年度につきましては、全体的に前年度より21.27%減の6,142,722円という実績となりました。よって、今年度の目標額を1%増の6,204,149円と定めているところです。令和6年度は実績額が大きく減少をしております。その要因のひとつとして印刷業務があげられます。印刷業務は年度によって増減が非常に大きいもので、令和6年度はこの印刷業務の減少幅が大きかったということが要因と考えております。各就労施設への優先調達につきましては、市役所の全職員に向けた推進を図っているところで、障害者就労支援ネットワーク会議で作成しました商品・作業のパンフレット、また詳細な単価一覧表を全職員がいつでも庁内システムで見られるように環境を整えております。地元企業への配慮をしながらも、簡易な事務作業等につきましては各事業所に外注するよう、仕組みも導入しているところです。南丹市につきましては、現在厳しい予算状況の中ではございますが、発注可能な新たな業務の掘り起こしなどを各部署に呼びかけるなどしまして、優先調達方針に沿って目標達成に向けて実施していきたいと思っております。簡単ですが、以上、優先調達方針のご説明とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。今の説明に対してご意見ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは特にないようですので、続いて、説明事項（4）南丹市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは失礼をいたします。説明事項（4）の南丹市第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定についてです。資料⑤をご覧ください。南丹市では、令和6年3月に「第4期南丹市障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人もともに尊重し合いながら安心して暮らせるまち南丹市」を基本理念とし、様々な障害者施策を推進しております。この度「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」が、令和8年度に計画期間が満了となることから、「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を今年度と来年度の2ヶ年をかけまして策定をしていきたいと考えております。今回、策定をします障害福祉計画につきましては、障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める計画です。また、障害児福祉計画は、障害児通所支援や必要量の確保に関して定める計画となっております。2ページ目をご覧ください。本計画につきましては、現行計画の専門的な評価分析を行い、その成果・課題等を本計画につなげるとともに、国及び府の計画、また、障害者計画との整合性を図りながら連動性をもって策定をしていきたいと考えております。3ページの方に今後のスケジュールの方を載せております。現在、策定業務を請負います業者との契約に向けた事務を進めているところで、先ほど申し上げまし

	たとおり、今回の計画策定は2ヶ年をかけて行なっていきたいと考えております。今年度は基礎調査として、各福祉関連計画の調査データ等の分析・考察、アンケート調査等を実施し、調査結果をとりまとめるなど、計画策定のための基礎調査を行う年としたいと考えております。スケジュール表にあるとおり、調査表の設計を9月から11月にかけて行ない、12月以降に市民の皆様や関係機関の皆様に対してアンケート調査を実施し、年度内には調査結果の分析及びとりまとめを行う予定をしております。本協議会では、10月下旬から11月にアンケート調査の内容等について検討を行ない、3月にはそのアンケート結果の分析のとりまとめ、課題等についてご審議をいただきたいと考えています。また令和8年度は、この令和7年度の基礎調査を踏まえた中で、意見を反映した計画策定を行っていきたいと考えております。以上、簡単ではございますが、この2ヶ年をかけ、計画策定をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上ご説明とさせていただきます。
会長	ありがとうございます。今年度の協議内容スケジュールも含んだ説明ではございましたが、ご意見ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それではまた10月の末か11月に協議会の方でお世話になりたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは次に移りたいと思います。続いて、その他の(1)から(3)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは失礼をいたします。その他の(1)令和7年度の障害者就労施設共同受注窓口「つむぐ」についてです。これにつきましてはお配りしております緑色のパンフレットをご覧くださいと思います。南丹市では市内の就労支援事業所同士の協議の場を目的に就労支援ネットワーク会議を設立しており、現在12の事業所に参画いただいています。この会議におきまして、工賃アップや就労の場の確保に向けたひとつの手段として、共同受注窓口を開設し、このパンフレットを毎年作成しているところです。事務局は、この12の構成事業所の1つであります京都太陽の園に業務委託をしており、事務局を中心にパンフレットを活用しながら広報活動に努めていただいております。そして、この就労支援ネットワーク会議により、就労支援分野の事業所が課題を共有しながら協議できる場を設け、事業所間の連携で営業面の効率化や市場ニーズの共有が可能となっており、販路拡大にも活かせる土台があると考えているところです。また、共同受注窓口の開設により、発注先が分からないといった消費者や、ひとつの事業所では対応できない大口の受注を逃さない仕組みができているところです。委員の皆様にも是非ご利用いただくとともに、お知り合いの方にも広めていただくなど、この取り組みへのご協力をお願いしたいと考えております。また、この就労支援ネットワーク会議につきましては資料①-2にも記載しておりますが、年3回の会議を開催し、各事業所の意見交換を行なっているところでございます。また、事業所が実施する収穫祭等のイベントに他の事業所が参加して、事業所のイベントを盛り上げるなど、連携、繋がりを深めていただいているところです。先ほどご説明したパンフレットでの広報活動も行なっていますが、この広報活動により、近年は地元企業様から大口の軽作業の依頼もあり、それを複数の事業所で分けて受注するなど、単

	一事業所では受注が難しいものが受注できるなど、このネットワーク会議の取り組みの成果が出ているのではないかと考えているところです。以上、就労支援ネットワーク会議の報告も含めながら「つむぐ」のご説明とさせていただきます。以上でございます。それでは、説明の方続けさせていただきます。（２）の令和７年度障がい者福祉のあんない版でございます。これにつきましてはお配りしております黄色の冊子をご覧くださいと思います。この冊子は、制度をわかりやすく周知するために、窓口での案内や相談支援業務に活用している冊子でございます。各種制度や事業所情報などを記載しておりますので、施策検証に活用することも想定しており、この地域自立支援協議会の監修を経まして平成２８年度より毎年作成しています。内容につきましては、制度改正等に応じて今後も毎年度更新をしていく予定です。大幅な修正があった場合は協議会の監修を経まして更新をし、軽微な修正は事務局の方で更新します。お目通しをいただき、お気づきの点等ありましたらご意見をいただけたら嬉しいかなと思っています。併せまして（３）の令和７年度当事者団体加入のすすめです。これにつきましてはお配りしております水色の冊子になります。表紙をめくっていただき、はじめのほうに記載しています「同じ悩みをもつ方同士がお互いに分かちあい、学びあい、支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる」といった趣旨で、次のページにある６団体の皆様と作成を毎年しているところです。各団体の趣旨と主な活動、対象者、加入手続き、会費、連絡窓口を記載していきまして、これも毎年更新をしているところです。委員の皆様にも、当事者団体への加入促進に向け、ご協力をいただきますようお願いいたします。以上、その他の（１）から（３）のご説明とさせていただきます。以上でございます。
会長	ありがとうございました。今の説明にご意見ご質問はございませんか。特にご意見、ご質問はなさそうですが、全体を通して各委員さんや事務局から何かございませんか。よろしいでしょうか。特にないようですので本日の議事を終了いたします。委員の皆様には慎重なご審議いただき、ありがとうございました。
司会	失礼いたします。岩内会長には円滑な議事を進めていただきましてありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、各団体の状況などを報告いただきありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、山本副会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。
副会長	失礼します。本日は、会長が始めの挨拶でもお話されたように、本当に大変猛暑続きの中で、熱中症警戒アラートが多くの都道府県に出ているということをコメントされてましたけれども、その中で遠いところからも来ていただいたり大変ご苦勞様でした。本当にこの夏をどう乗り切るかということで、いろいろ暑さだけでなく、お米のこと、物価高のこと、いろいろ心配なことはありますが、体に気をつけていただき、この暑さを乗り切りたいと思います。また次回は１０月の終わりか１１月ということで、またお世話になりますが、よろしくお願いいたします。どうも本日はご苦勞様でした。これで終わります。

司会	ありがとうございました。それでは以上をもちまして南丹市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。次回につきましては、先ほど副会長からもありましたように10月下旬から11月ということで、日程が決まりましたら改めて通知でご案内させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。
----	--